

# 神奈川県青年税理士クラブ規約

## (名称)

第1条 この組織は、神奈川県青年税理士クラブと称する。

## (目的)

第2条 当クラブは、憲法の理念に沿った租税制度と税理士制度の発展をめざし会員の資質の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 当クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 税理士制度の研究とその発展に資するための活動
- (2) 税法その他税理士業務に関係する問題の研究及び提言
- (3) 会員相互の親睦を図るための活動
- (4) その他当クラブの目的を達成するために必要な活動

## (会員の資格)

第4条 当クラブの会員は、当クラブの趣旨に賛同する神奈川県内に事務所を有する税理士で、幹事会の承認を受けた者とする。

- 2 前項のほか、当クラブの趣旨に賛同する税理士または税理士試験合格者は、幹事会の承認により会員となることができる。

## (事務局)

第5条 当クラブの事務局は、横浜市に置く。

## (役員構成)

第6条 当クラブに、次の役員を置く。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 代表幹事  | 1名        |
| (2) 副代表幹事 | 3名以内      |
| (3) 幹事    | 会員総数の1割以上 |
| (4) 会計監事  | 2名        |

## (役員選出)

第7条 役員は、会員のうちから選出する。

- 2 前条の各役職は、兼任することができない。
- 3 代表幹事及び副代表幹事については、次の者を選出することはできない。

- (1) 45才以上の者（入会7年未満の者を除く）
- (2) 税理士登録をしていない者

### **(役員任期)**

第8条 役員任期は、定期総会から翌年の定期総会までとし、再選を妨げない。

2 補充選任者の任期は、前任者の残存任期とする。

### **(役員職務)**

第9条 代表幹事は、当クラブを代表し、会務を統轄する。

2 副代表幹事は、代表幹事に補佐し、代表幹事事故あるときは代行者を互選する。

3 幹事は、会務を分掌し執行する。

4 会計監事は、会計を監査し総会に報告する。

### **(総会召集)**

第10条 代表幹事は、毎年事業年度終了の日から3月以内に定期総会を召集する。

2 代表幹事は、必要があると認めるときは、臨時総会を召集することができる。

3 代表幹事は、会員総数の5分の1以上の会員から臨時総会召集の請求があった場合には、遅滞なく臨時総会を召集しなければならない。

### **(総会運営)**

第11条 総会の議事は、その出席者の過半数で決する。

2 総会に出席できない会員は、出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。

### **(総会で議決すべき事項)**

第12条 総会は、次の事項を決定する。

(1) 事業報告、収支決算及び会計監査報告の承認

(2) 事業計画案及び収支予算案の承認

(3) 役員選任

(4) 規約の改正

(5) その他総会において必要とされた事項

### **(幹事会の構成)**

第13条 幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び幹事により構成する。

### **(幹事会召集)**

第14条 代表幹事は、毎月幹事会を召集する。

### **(幹事会運営)**

第15条 幹事会の議事は、その出席者の過半数で決する。

### **(幹事会で議決すべき事項)**

第16条 幹事会は、次の事項を決定する。

(1) 欠員が生じた役員補充選任

(2) 会員入会の承認

(3) その他会務執行上の必要な事項

### **(全国青年税理士連盟)**

第 17 条 当クラブの会員は、全国青年税理士連盟に加盟する。

### **(部の設置)**

第 18 条 当クラブの会務を執行するために、総務部、制度部、研究部、広報部及び経理部を設ける。

2 部長は、副代表幹事または幹事のなかから代表幹事が委嘱する。

3 部員は、会員のなかから代表幹事が委嘱する。

### **(委員会の設置)**

第 19 条 当クラブは、総会または幹事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員長は、副代表幹事または幹事のなかから代表幹事が委嘱する。

3 委員は、会員の中から代表幹事が委嘱する。

### **(事業年度)**

第 20 条 当クラブの事業年度は毎年 5 月 1 日より翌年 4 月 30 日までとする。

### **(会費)**

第 21 条 当クラブの会費は、年 1 回払いとする

2 当クラブの会費は、27,600 円とする。

ただし、中途入会者の会費は月額 2,300 円とし、月割りで計算する。

3 入会 2 年未満の会員については、幹事会の決議により会費を減額することができる。

### **(会費の滞納)**

第 22 条 会費を 2 年以上滞納した者は、退会したものとみなす。

附則 この改正規約は平成 15 年 8 月 24 日から施行する。

附則 第 7 条第 3 項 (1) の改正規約は平成 16 年 6 月 5 日から施行する。

附則 第 21 条第 3 項の改正規約は平成 23 年 6 月 11 日から施行する。

## 神奈川青年税理士クラブ慶弔規定

(平成4年4月15日幹事会改訂)

- 第1条 当クラブの慶弔に関する取扱いは別表のとおりとする。
- 第2条 この規定は会費滞納者に対しては、これを適用しない。
- 第3条 傷害・疾病は入院又はこれに相当する加療中のものとする。
- 第4条 火災は会員の事務所又は自宅を対象とする。
- 第5条 風水害は会員の事務所又は自宅を対象とし、床上浸水、家財の流出、風水害による半壊以上の被害とする。
- 第6条 会員の褒章又は本規定にないもので疑義が生じたときは、幹事会の判断による。
- 第7条 会員に慶弔事が発生し、知りたる者は総務部長又は、代表幹事に通報するものとする。

### 別 表

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 会員が褒章を受けたとき       | 祝電及び若干の金員         |
| (2) 会員の死亡金            | 金 20,000 円及び献花・弔電 |
| (3) 会員の配偶者及び一親等の血族の死亡 | 金 10,000 円及び献花・弔電 |
| (4) 会員の結婚             | 金 20,000 円及び祝電    |
| (5) 火災・全焼             | 金 20,000 円        |
| 半焼                    | 金 10,000 円        |
| (6) 風水害               | 幹事会の決定による。        |
| (7) 病気(1 ヲ月以上の入院のとき)  | 金 10,000 円        |

## 研修会講師謝礼規定

(趣旨)

第1条 この規定は、会員業務の改善進歩及び資質の向上を図るため神奈川青年税理士クラブ(以下、当クラブという。)において開催された研修につき、謝礼を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

(講師謝礼)

第2条 謝礼金は、原則として一講師、かつ、一研修につき次のように取り扱う。

- ① 講師が、当クラブの会員である場合には15,000円とする。
- ② 講師が、上記以外の者である場合には30,000円とする。

(講師謝礼の特例)

第3条 一の研修会において複数の講師が協同して講演を実施する場合には、一の講師について支払う謝礼金の金額は、前条の規定にかかわらず、前条に掲げる金額をその講師の数で除して計算した金額(当該金額が10,000円に満たないときは10,000円)とする。この場合において当該金額に百円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てる。

(運賃)

第4条 運賃の額は、原則として支給しない。ただし、当クラブの会員以外の者が講師をする場合において、その往復の路程にかかる運賃の額が、第2条に掲げる謝礼金の25%相当額を超える場合には、当該路程に係る運賃の実費相当額を支払うことができるものとする。

(その他)

第5条 この規定に定めのない事由又は、この規定に準拠することが妥当でない特段の理由がある場合には、当クラブの幹事会の承認を受けてこの規定に準拠しないことができる。

(適用日)

第6条 この規定は、平成3年9月7日後に開催される研修会について適用する。

## 神奈川県青年税理士クラブ旅費規定

第1条 この規定は、神奈川県青年税理士クラブ、(以下、当クラブという)に所属する全国青年税理士連盟の理事が、理事会に出席する際に必要な旅費を補助することを目的として定める。

第2条 補助する金額は理事会が開催される地域に応じ別表の通りとする。

第3条 この規定に定めのない事由または、この規定に準拠することが妥当でない特段の理由がある場合には、当クラブの幹事会の承認を受けてこの規定に準拠しないことができる。

### 別 表

地 域	金 額
仙 台	16,000 円
名 古 屋	14,000 円
岐 阜	15,000 円
京 都	20,000 円
大 阪	20,000 円
神 戸	20,000 円
熊 本	40,000 円

附則 この改正規定は平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この改正規定は平成 11 年 1 月 1 日から施行する。